

高圧ガス製造設備の安全弁作動検査及び圧力計比較検査等仕様書

京都市消防局警防部警防課

(担当 井上・小林 電話 671-2119)

本仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）の高圧ガス製造設備及び救助隊配置の可搬式高圧空気圧縮設備の安全弁作動検査及び圧力計比較検査等について定める。

1 検査機種及び数量（安全弁 17 個、圧力計 11 個）

- | | |
|---|-----------------|
| (1) 定置式（バウアー製 型式 V540） | 安全弁 5 個、圧力計 4 個 |
| (2) 可搬式（バウアー製 型式 IK120II-NI） | 安全弁 4 個、圧力計 1 個 |
| (3) 可搬式（バウアー製 型式 M200E-2） | 安全弁 4 個、圧力計 1 個 |
| (4) 定置式（バウアー製 型式 MV120-5.5-2） | 安全弁 4 個、圧力計 5 個 |
| (5) 上記(4)オイル交換（オイルフィルターキット D4P912-1、合成オイル 3 リットル使用） | |

2 検査項目

検査を実施する者は、検査対象機器の検査資格を有する者とする。

(1) 圧力計比較検査

ア 高圧ガス保安法製造細目告示第 7 条第 3 号に基づき実施する。

イ 圧力計の 0 点から最大目盛までの段階別の実施する。

(2) 安全弁作動検査

ア 高圧ガス保安法製造細目告示第 7 条の 2 に基づき実施する。

イ 安全弁の吹始め及び吹上がり圧力の測定及び調整

3 検査実施期間

令和 9 年 3 月 19 日（金）までの、当局担当者と協議した期間とする。

4 検査方法

下記検査実施場所に検査資格保有者を派遣し、検査を実施する。

(1) 前記 1 (1)～(3)

京都市消防活動総合センター（京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 94-4）

(2) 前記 1 (4)及び(5)

京都市北消防署（京都市北区大宮西脇台町 17 番地の 2）

5 その他

(1) 検査及び検査により発生した事項等については、関係法令にも適合すること。

(2) 本契約の結果、部品交換や修理等が発生した場合は、当局と事前協議のうえ実施するものとし、その費用については、本契約に含まないものとする。

(3) 検査結果を検査項目区分ごとに記録した書類を作成し、当局に提出すること。

(4) 契約後に生じた仕様外のことは、当局担当者と協議すること。

高圧ガス製造施設（移動式製造設備）分解点検仕様書

消防局警防部警防課

(担当 井上・小林 671-2119)

本仕様書は、京都市消防局（以下「当局」という。）に設置されている高圧ガス製造施設（移動式製造設備）の分解点検に関する事項について定める。

1 点検対象設備

当局に設置の高圧ガス製造設備である移動式製造設備

バウアー製 型式V150-11-5 NO. 11-109143 1基

2 点検資格者

- (1) 点検実施者は、対象設備の製造者又はこの者と同等以上の知識及び技能を有する者とする。
- (2) 製造設備の分解点検及び報告書の作成については資格（非破壊検査技術者技量認定）を有する者とする。
- (3) 報告書には非破壊検査技術者技量認定証明書の写しを添付すること。

3 点検要領

高圧ガス保安法第35条に基づく保安検査を受けるために、一般高圧ガス保安規則に基づき、分解点検（開放検査）、配管肉厚検査及び定期自主検査の一部である圧力計の比較検査並びに安全弁の作動検査を行う。

4 点検実施場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内94-4 京都市消防活動総合センター

5 分解点検項目

別紙のとおり

6 実施期間

令和9年3月19日（金）までとし、実施日及び期間については、契約後、当局と協議する。

7 提出書類

検査報告書を2部提出すること。（圧力計及び安全弁の検査報告書には検査実施日を明記すること。）

8 その他

- (1) 受注者は、契約後、細部事項について当局と協議を行うこと。
- (2) 本契約の結果、部品交換や修理等が発生した場合は、当局と事前協議のうえ実施するものとし、その費用については、本契約に含まないものとする。

別紙

高圧ガス製造施設分解点検項目

(高圧空気圧縮機)

- 1 各段シリンダー：目視及び寸法測定
- 2 各段バルブヘッド：点検及び清掃
- 3 各段ピストン及びピストンリング：点検
- 4 各セパレーター、ストレーナー：点検及び清掃
- 5 各冷却管及び内圧容器：点検及び肉厚測定
- 6 各段（1～4段）安全弁：作動点検及び調整
- 7 各段圧力計：比較検査
- 8 取付機器類（オートドレン装置、アンロードバルブ、圧力スイッチ、吐出温度スイッチ、油圧スイッチ）：機能点検及び調整
- 9 組立後、運転作動点検（外観点検及び気密点検含む）
- 10 分解整備上、再使用できない部品については、受注者において取替え等を行うこと。
以下同じ。

(操作盤ユニット)

- 1 配管部：気密漏洩点検
- 2 切替弁、サイレンサー：比較、機能点検
- 3 圧力スイッチ：比較、機能点検
- 4 安全弁：作動点検
- 5 圧力計：比較点検

(充填台ユニット)

- 1 配管部：気密漏洩点検
- 2 充填バルブ：気密漏洩、作動検査
- 3 圧力計：比較点検
- 4 充填用連結パイプ：機能点検